

個人住民税の特徴

□住民税の意義

住民税とは、市町村民税（東京都の特別区については、特別区民税）と道府県民税（東京都については、都民税）の総称で、個人住民税と法人住民税があります。

個人住民税については、その年の1月1日（賦課期日といいます）現在の住所地の市区町村と都道府県が課税しますが、その納付（徴収）その他の手続きについては、一括して市区町村が行うことになっています。

□賦課課税制度

所得税は、納税者が自ら税額を計算し、申告納付するという申告納税制度を採用（ただし、給与所得者の大半は、年末調整により課税関係が完結し、確定申告は不要です）しています。

これに対して、個人住民税は、納税者が自ら税額計算を行うのではなく、市区町村がそれぞれの税額を計算する、賦課課税制度を採用しています。

□前年所得課税

所得税がその年の所得に対して課税するのに対して、個人住民税は、前年分の所得に基づいて課税する前年所得課税によっています。

このため、新規卒業者で前年に所得がない場合には、住民税が課税されることになります。逆に、退職して所得がなくなったような場合でも、前年の所得に基づいて課税されることになります。

ただし、退職金（退職所得）についてだけは、例外的にその年に課税する現年分離課税とされています。

□住民税の徴収方法

給与所得者の住民税については、原則として所得税と同様に、給与から控除することになり、これを特別徴収といいます。

しかしながら、小さな会社などの場合、本来は控除する義務があるのですが、実務的な取り扱いとして、給与から控除しない場合もあります。

話のタネ

○奈良県の吉野山は 桜の名所として知られ和歌や俳句に数多く詠まれている。その数は3万本以上といわれほとんどはシロヤマザクラである。奈良時代 修驗道の役の行者が1千日の難行苦行の末に感得した金剛藏王権現を桜の木に刻み 修驗者の守り本尊としたという。以来 桜の木は神木として信仰され 信者たちが桜を献木 寄進するようになりました。



す。給与から特別徴収しない場合には、各社員が自分でそれぞれの市区町村から送付された納付書によって納付することになり、これを普通徴収といいます。

□特別徴収のやり方

特別徴収の場合、その控除額は会社で計算するのではなく、それぞれの社員の住所地の市区町村から送付されてくる「特別徴収税額通知書」に記載された金額を控除しますが、その年度分の年税額について、6月支給分から翌年5月支給分までの給与から、それぞれ十二等分した金額を控除することになっています。

十一等分する際に百円未満の端数が生じた場合、その端数はすべて6月分に合算することとされていますので、たとえば、年税額が169,500円だとすれば、 $169,500 \text{円} \div 12 = 14,125 \text{円}$ ですから、7月分～5月分は百円未満を切り捨てた14,100円となり、6月分だけは $169,500 \text{円} - 14,100 \text{円} \times 11 = 14,400 \text{円}$ となります。このように、端数処理の関係で、6月分と7月分から翌年5月分までの金額が異なるのが一般的です。

なお、住民税は年税額を十二等分して毎月の給与から控除するため、所得税と異なり賞与から控除することはありません。